鹿屋市告示第 348 号

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱（令和６年鹿屋市告示第172号）の一部を次のように改正する。

第５条中「５万円」を「６万円」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年７月３日から施行し、令和８年４月１日から適用する。